

## 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職問題に関する申合せ

### 沖縄県高等学校就職問題検討会議

新規高等学校卒業者の就職問題に関して協議した結果、採用選考に際して就職差別を排除し、就職の機会均等を保障するとともに、学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保し、あわせて求人秩序の確立、適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、文部科学、厚生労働両省の通達の趣旨にそって、下記事項を厳守することを申し合わせる。

#### 記

##### 1 応募書類について

求人者の行う、採用のための選考は、応募者本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立って行われるべきであるので、不合理な差別を排除するため、学校及び求人者は次の事項を遵守することとする。

- (1) 学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた全国高等学校統一応募書類(様式その1、2)及び紹介書を使用し、それ以外は提出しないこととする。
- (2) 求人者は統一応募書類及び紹介書以外の書類の提出を求めないこととする。

##### 2 採用選考について

職業選択の自由を保障し、就職の機会均等を確保するため、採用選考に当たっては、本人の適性・能力と直接関係のない事項を採否決定の判断の資料とすることなく、応募者の基本的人権を尊重した公平かつ公正な選考が実施されるよう、特に次の事項を遵守することとする。

- (1) 統一応募書類の使用の趣旨に沿い、出身地、家族の職業、家庭環境・家庭の経済的条件等、就職差別につながるおそれのある質問(社用紙の提出を含む。)や作文、家庭調査等を行わないこととする。
- (2) 採用選考に当たっては、障害者、欠親者、定時制、通信制課程、外国籍者等についても公正な選考を行うこととする。
- (3) 採用選考時にいわゆる「血液検査」等の健康診断を実施する場合には、その健康診断が職務遂行上、真に必要なかどうか慎重に検討することとする。

### 3 推薦・選考開始期日等について

- (1) 推薦開始 9月30日(文書到達主義)以降とする。
- (2) 選考開始 10月16日以降とする。

### 4 求人申込みの手續等について

- (1) 求人票の受付は、求人事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)において6月1日以降開始するものとする。

なお、安定所が確認した求人票の求人者への返戻は、7月1日から開始するものとする。

- (2) 求人事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人票を提出し、求人内容、選考期日等について適正であることの安定所の確認印を受けた後、当該求人票(写)により学校に求人申込みを行うものとする。

したがって、この手續によらない求人申込みがあった場合には、学校は生徒の推薦は行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出を待つて推薦を行うこととする。

- (3) 求人者が行う求人活動のための学校訪問については、管轄安定所に求人票を提出し、確認を受けた日以降とする。

- (4) 求人者が行う求人申込みのための学校訪問については、7月1日以降とする。

ただし、学校訪問は学校教育に支障のないように配慮し、事前に学校へ連絡し、その了解を得たうえ、訪問することとする。

- (5) 求人者は、求人票を提出した後、生徒が夏休み期間等を活用して職場見学を希望する場合は、積極的に受け入れるものとする。

なお、採用選考開始期日前に職場見学を実施する場合は、職場見学が採用選考の場とならないよう、学校・生徒に対して、職場見学依頼書以外の書類の提出を求めないこと。

- (6) 求人者が、求人申込み後当該求人の取消し又は求人数を減じようとするときは、管轄安定所へ通知後、連絡先安定所及び高等学校へ連絡することとする。

- (7) 「指定校制」について

企業は、合理的理由のある場合を除いて、特定の学校を指定することなく、より多くの学校から生徒に応募する機会が与えられるよう努力する。

- (8) 「求人提出」について

採用計画時期を早め、早期に求人提出ができるよう努力する。

### 5 応募・推薦について

- (1) 応募・推薦については、各学校における個別・事前相談を徹底し、生徒の適性及び能力に応じた確実な応募・推薦を行うよう努めるものとする。

- (2) 県内の求人事業所に応募・推薦する場合は、一次募集の時点から複数

応募・推薦を可能とする。ただし、応募・推薦は、3社までとする。

(3) 県外の求人事業所に応募・推薦する場合は、応募先都道府県の申合せの範囲内とする。

(4) 「校内選考」について

希望者が特定の企業に集中した場合や本人の適性、能力等で必要な場合などについては、企業の求人条件等を踏まえて学校側が適切に対応する。

#### 6 家庭訪問について

求人者又はその委託を受けた者が、直接家庭を訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことがないようにすることとする。

また、採用内定後といえども家庭訪問は行わないこととする。

#### 7 利益供与について

求人者またはその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その保護者、その他の関係者に対し、金品または利便の供与により、新規学校卒業者の求人活動を行うことがないようにすることとする。

#### 8 文書募集等について

求人者は、新規学校卒業者を対象とした新聞広告等（テレビ・ラジオを含む。）の文書募集を行わないこととする。

ただし、次の条件を満たす場合については、7月1日以降文書募集を実施しても差し支えないものとする。

- (1) 安定所の確認を受けた求人であること。
- (2) 文書に求人者管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- (3) 求人票記載内容と異なる内容でないこと。
- (4) 募集の受付は、学校または安定所を通じて行うこと。

#### 9 採用試験及び採用結果の通知について

(1) 求人者は、採用試験日、場所、採否結果等を決定次第直ちに、学校及び学校を通じて応募者に、文書をもって通知することとする。

なお、不採用であった場合にも、その者の応募書類は学校へ返却することとする。

(2) 応募に対する結果の通知については、2週間以内を目途に学校及び学校を通じて応募者に通知できるよう努力をする。

#### 10 採用内定後の取扱いについて

(1) 求人者は、入社日までは就職承諾書以外の書類の提出を求めないこととする。

(就職承諾書は九州地区高等学校進路指導研究協議会統一用紙を使用することとする。)

(2) 求人者は、赴任等に関し連絡を行う際は、学校を通じて本人及び学校に対して行うこととする。

(3) 求人者は、採用内定取消し又は入職時期の繰下げを行おうとするときは、管轄安定所へ通知後、連絡先安定所及び高等学校へ連絡することとする。

なお、対象となる生徒及び学校等に対し、経緯・理由を含め、その旨を明確かつ詳細に説明し、対象者の円滑な就職等に協力することとする。

11 採用(内定)生徒の就業開始の時期及び研修等について

(1) 就業開始の時期は卒業式後とする。

(2) 卒業式前に企業が実施する実習・研修等は学校教育に支障を来たし、また、災害発生等が懸念されるため、その名称のいかんに関わらずこれを行わないこととする。

(3) 採用内定者に対する会社見学・懇談会は、授業及び学校行事に支障のある場合は行わないこととする。

令和2年4月30日

改定 令和2年6月30日

沖縄県高等学校就職問題検討会議構成団体

沖 縄 県 経 営 者 協 会

沖 縄 県 商 工 会 議 所 連 合 会

沖 縄 県 商 工 会 連 合 会

沖 縄 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会

沖 縄 県 工 業 連 合 会

沖 縄 県 中 小 企 業 家 同 友 会

沖 縄 県 高 等 学 校 長 協 会

沖 縄 県 私 立 中 学 高 等 学 校 協 会

沖 縄 県 高 等 学 校 進 路 指 導 研 究 会

沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課

沖 縄 県 商 工 労 働 部 雇 用 政 策 課

沖 縄 県 教 育 庁 県 立 学 校 教 育 課

沖 縄 労 働 局 職 業 安 定 部 職 業 安 定 課